

固定資産の減損処理に関する細則を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

固定資産の減損処理に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、会計規程(独立行政法人日本学生支援機構平成 16 年規程第 1 号)第 45 条の 2 第 2 項の規定に基づき、減損処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 減損処理については、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」及び機構の諸規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(適用除外)

第 3 条 会計規程第 45 条の 2 第 1 項に規定する別に定める固定資産は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 「車両運搬具」、「工具器具備品」又は「無形固定資産(償却資産に限る。)」であること。
- (2) 取得価額が 5,000 万円未満であること。
- (3) 耐用年数が 10 年未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、「工具器具備品」のうち次の各号に掲げるものは、重要性の乏しいものとして、減損処理を適用しないことができる。

- (1) 減価償却が終了したもの
- (2) 時計
- (3) 金庫
- (4) 運搬車

(減損対象資産の一体性の基準)

第 4 条 複数の固定資産が一体となって使用される場合は、当該固定資産を一体として減損対象資産と判断することができる。

2 前項の一体として判断する基準は、以下のいずれかによるものとする。

- (1) その使用において、対象資産が他の資産と補完的な関係を有すること。
- (2) 通常他の資産と同一目的のために同時又は時間的に近接して使用がなされることが想定されること。

(財産管理計画)

第5条 本細則の適用を受ける固定資産を取得又は借用した場合，当該資産を利用する資産管理業務責任者は当該固定資産の利用に関する計画（以下「財産管理計画」という。）を作成し，資産管理業務総括責任者に提出するものとする。

2 前項の規定は，固定資産を再使用するときについて準用する。

（固定資産の利用状況の把握）

第6条 資産管理業務責任者及び資産管理業務担当者は，固定資産の現状を常に把握し，利用状況を記録しておかなければならない。

（減損の兆候）

第7条 資産管理業務責任者は，毎事業年度末に固定資産の減損の兆候に関する調査結果を資産管理業務総括責任者に報告するものとする。この報告については，固定資産管理事務取扱細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第16号）第19条に規定する報告をもって代えることができる。

2 資産管理業務責任者は，自らが管理する固定資産に減損の兆候と思われる事実が生じた場合には，その都度，資産管理業務総括責任者に報告しなければならない。

3 資産管理業務担当者は，自らが使用する固定資産に減損の兆候と思われる事実が生じた場合には，その都度，資産管理業務責任者に報告しなければならない。

4 資産管理業務責任者は，必要に応じ，固定資産の市場価格等について調査を行うものとする。

5 資産管理業務総括責任者は，第1項又は第2項の規定による報告があった場合には，固定資産の減損の兆候の有無を判定しなければならない。

6 減損の兆候の有無の判定基準は，別に定める。

7 資産管理業務総括責任者は，第5項の規定により固定資産に減損の兆候があると判定した場合には，資産管理責任者に報告しなければならない。

（減損の認識）

第8条 資産管理責任者は，減損の兆候があると判定された固定資産について減損の認識の判定をしなければならない。

2 減損の認識の判定基準は，別に定める。

（減損額の測定）

第9条 資産管理業務総括責任者は，前条の規定により，減損が認識された場合は，当該固定資産について減損額を算出し，帳簿価額を減額しなければならない。

（減損処理後の会計処理）

第10条 資産管理業務総括責任者は，減損処理を行った固定資産については，減損後の帳簿価額に基づき減価償却を行わなければならない。

2 資産管理業務総括責任者は，資産の用途変更等があったときには，必要に応じて耐用年数を見直すものとする。

3 減損の戻入は，行ってはならない。

附 則

この細則は，平成19年3月30日から施行し，平成18年4月1日から適用する。